

人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事 務 所 通 信

8
2026

発行：はっとり社会保険労務士事務所
〒635-0015　大和高田市幸町 3-3-211
TEL/FAX(0745)61-4284　Email:h-chan@leto.eonet.ne.jp

重 要　令和8年分の年末調整のための各種様式を公表(国税庁)

令和 8 年 12 月に行う年末調整においては、所得税の基礎控除の引上げ、給与所得控除の最低保障額の引上げ及び扶養親族等の所得要件の改正といった令和 8 年度税制改正による改正規定が適用されます。また、年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料控除の特例も適用されます。

これらの改正に伴い、年末調整関係書類の一部を変更することが国税庁から予告されていましたが、この度、それらの確定版も含め、令和 8 年分の年末調整のための各種様式が公表されました。

例：代表的な申告書（保険料控除申告書）

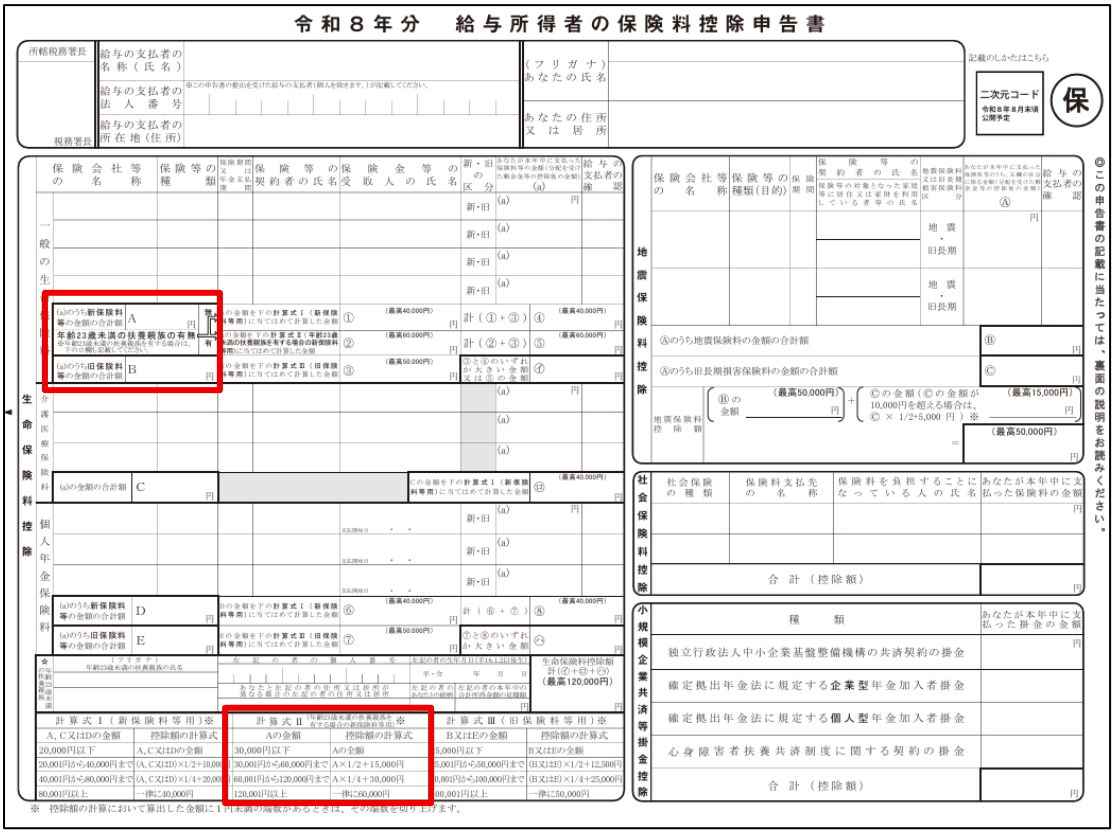

令和８年分　給与所得者の保険料控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称（氏名）		（フリガナ）あなたの氏名	
	給与の支払者の法人番号	※この申告書の提出を受けた給与の支払者（個人を除きます。）が記載してください。		
税務署長	給与の支払者の所在地（住所）		あなたの住所又は居所	

記載のしかたはこちら　二次元コード　令和８年８月末頃公開予定　保

保険会社等の名称	保険等の種類	保険期間又は年金支払期間	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額（分配を受けた剰余金等の控除後の金額）	給与の支払者の確認
一般の生命保険料控除					新・旧	(a) 円	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 A 円	無		の金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	① （最高40,000円） 円	計（①＋③）	④ （最高40,000円） 円	
年齢23歳未満の扶養親族の有無	有		の金額を下の計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）に当てはめて計算した金額	② （最高60,000円） 円	計（②＋③）	⑤ （最高60,000円） 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 B 円			の金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	③ （最高50,000円） 円	③と④のいずれか大きい金額又は⑤の金額	⑦ 円	
介護医療保険料						(a) 円	
						(a)	
						(a)	
(a)の金額の合計額 C 円					この金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑪ （最高40,000円） 円	
個人年金保険料					新・旧	(a) 円	
					新・旧	(a)	
					新・旧	(a)	
(a)のうち新保険料等の金額の合計額 D 円			の金額を下の計算式Ⅰ（新保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑥ （最高40,000円） 円	計（⑥＋⑦）	⑧ （最高40,000円） 円	
(a)のうち旧保険料等の金額の合計額 E 円			の金額を下の計算式Ⅱ（旧保険料等用）に当てはめて計算した金額	⑦ （最高50,000円） 円	⑦と⑧のいずれか大きい金額	⑨ 円	

★年齢23歳未満の扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日（平日、12月後生）	生命保険料控除額 計(⑦＋⑧＋⑨) （最高120,000円）
	あなたと左記の者の住所又は居所が異なる場合の左記の者の住所又は居所	平・令　年　月　日	円

計算式Ⅰ（新保険料等用）※		計算式Ⅱ（年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の新保険料等用）※		計算式Ⅲ（旧保険料等用）※	
A, C又はDの金額	控除額の計算式	Aの金額	控除額の計算式	B又はEの金額	控除額の計算式
20,000円以下	A, C又はDの金額	30,000円以下	Aの金額	5,000円以下	B又はEの金額
20,001円から40,000円まで	(A, C又はD)×1/2+10,000円	30,001円から60,000円まで	A×1/2+15,000円	5,001円から50,000円まで	(B又はE)×1/2+12,500円
40,001円から80,000円まで	(A, C又はD)×1/4+20,000円	60,001円から120,000円まで	A×1/4+30,000円	50,001円から100,000円まで	(B又はE)×1/4+25,000円
80,001円以上	一律に40,000円	120,001円以上	一律に60,000円	100,001円以上	一律に50,000円

※　控除額の計算において算出した金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り上げます。

保険会社等の名称	保険等の種類（目的）	保険期間	保険等の契約者の氏名	地震保険料又は旧長期損害保険料の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額	給与の支払者の確認
			保険等の対象となった家屋等に居住又は家財を利用している者等の氏名		Ⓐ 円	
				地震・旧長期		
				地震・旧長期		
Ⓐのうち地震保険料の金額の合計額					Ⓑ 円	
Ⓐのうち旧長期損害保険料の金額の合計額					Ⓒ 円	
地震保険料控除額	Ⓑの金額 （最高50,000円） 円	＋	Ⓒの金額（Ⓒの金額が10,000円を超える場合は、Ⓒ × 1/2+5,000 円）※ （最高15,000円） 円		＝ （最高50,000円） 円	

社会保険料控除	社会保険の種類	保険料支払先の名称	保険料を負担することになっている人の氏名	あなたが本年中に支払った保険料の金額 円
	合計（控除額）			円

小規模企業共済等掛金控除	種類	あなたが本年中に支払った掛金の金額 円
	独立行政法人中小企業基盤整備機構の共済契約の掛金	
	確定拠出年金法に規定する企業型年金加入者掛金	
	確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金	
	心身障害者扶養共済制度に関する契約の掛金	
	合計（控除額）	円

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

※赤枠は主な変更箇所



★令和８年度税制改正による所得税の基礎控除の引上げ等については、今回公表された各種様式を含め、早めにチェックしておくようにしましょう。

重要改正　50 人未満の事業場へのストレスチェックの義務化　施行期日は「令和 10 年4月1日」

令和７年の労働安全衛生法等の改正により、ストレスチェックについて、当分の間、努力義務とされている労働者数 50 人未満の事業場についても、その実施を義務付けることとされました。その施行期日は、「公布の日から起算して３年を超えない範囲内において政令で定める日」とされており正式決定が待たれていましたが、それが「令和 10 年４月１日」とされました。

厚生労働省からリーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

（次ページへ続く）

・・・・・・・・ 労働者数 50 人未満の事業者もストレスチェックが義務になります！周知用リーフレット ・・・・・・・・



このリーフレットでは、
　ストレスチェックの基本的な内容、ストレスチェック制度に取り組む意義が紹介されています。
　そのうえで、各種の関連サイトのＱＲコードなどが紹介されています。
例：厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」を紹介している部分

▼

小規模事業場向けマニュアルに沿って、ストレスチェック制度を始めましょう

厚労省の「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」は、50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法を示したマニュアルです。（令和8年2月公表）

まずは、厚労省ホームページをチェックしましょう。
※マニュアルの概要版（スタートガイド）もあります

厚労省HP
（ストレスチェック）

★労働者数 50 人未満の事業者の方（すでにストレスチェックを実施している場合を除きます）は、施行期日までに対応が必要となります。このリーフレット、さらには小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル等を確認してください。

要チェック　令和8年版の高齢社会白書　65 歳以上の人の約4割が仕事をしたい（続けたい）

令和８年６月中旬、「令和８年版の高齢社会白書」が公表されました。この白書は、高齢化の状況や政府が講じた高齢社会対策の実施の状況、また、高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにするものです。
　今回の白書で報告されている高齢化の状況等のポイントは、次のとおりです。

・・・・・・令和８年版の高齢社会白書／高齢化の状況等のポイント・・・・・・

●基本的な状況
- □　我が国の総人口に占める 65 歳以上人口の割合（高齢化率）は 29.4%。
- □　令和 52（2070）年には、2.6 人に１人が 65 歳以上、約４人に１人が 75 歳以上となる。
- □　65 歳以上の就業者数は、22 年連続で前年を上回っている。

●65 歳以上の人の就業意欲（特集：国際比較調査）
- □　収入を伴う仕事をしたい（続けたい）と思うか？

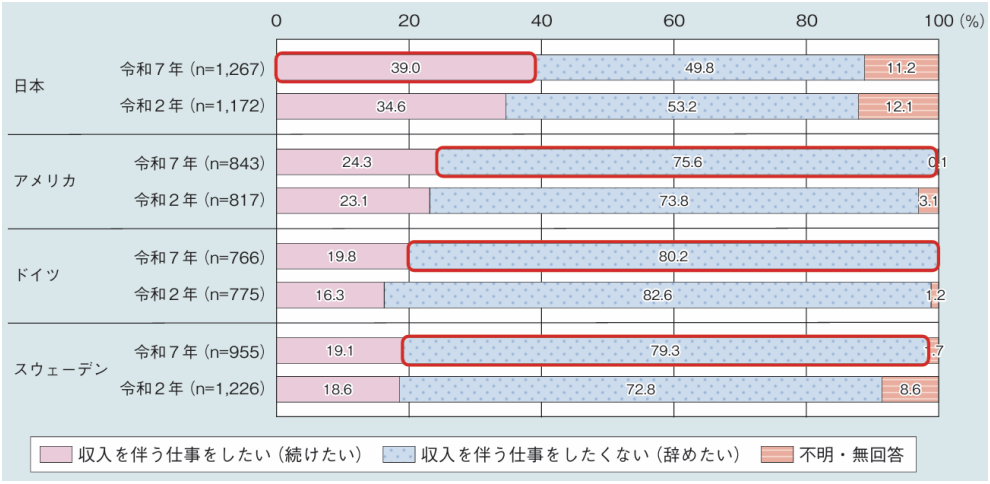

★高齢化率が約 30%となっているなか、わが国では、諸外国に比べて、65 歳以上の方の就業意欲が高いようです（実際に、65 歳以上の就業者数は年々増加）。
このような状況ですので、企業としては、高齢者の方を戦力と考えて、高齢者の方が活躍できる職場づくりを進めていく必要があるでしょう。

お仕事カレンダー 8月

8/10	● 7 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
8/31	● 7 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 6 月決算法人の確定申告と納税・12 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）



◆あとがき◆　**暑中お見舞い申し上げます**